

令和 7 年度輸入米穀に係る情報収集、試料採取及び残留農薬等分析業務仕様書

1 業務の目的

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）に基づき、国が輸入する米穀（ミニマムアクセス米、以下「MA 一般米」という。）は、近年、一部の特定国が輸入先国の大勢を占めている。この状況において、国家貿易としてガット・ウルグアイ・ラウンド合意（WTO 協定）に基づく国際約束を遵守し、安全な MA 一般米の安定的に調達し続けるためには、潜在的な輸入先国の確保が必要である。

そのため、従来の輸入先国以外の米穀を対象に、農薬の使用実態や残留農薬等に係る情報収集及び分析を行い、MA 一般米の輸入先国の多元化・確保に向けた課題を具体化・明確化することを目的とする。

本業務では、世界最大の米生産国及び輸出国であるインド共和国を対象とする。

2 業務の実施期間

契約の期間は、契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日（金）までとする。

3 業務の内容

請負者は、インド共和国内で生産されたうるち精米長粒種（以下「インド産米穀」という。）を対象に、以下の（１）情報収集等業務、（２）試料採取業務、（３）残留農薬等分析業務を行い、「令和 7 年度輸入米穀に係る情報収集、試料採取及び残留農薬等分析業務請負契約書（以下「契約書」という。）」の業務結果報告書を日本語で作成する。なお、請負者は現地語の堪能な職員や通訳等を確保し、円滑に業務が実施できる体制を整えること。

（１）情報収集業務

請負者は、インド共和国におけるインド産米穀の下記に例示する事項及び残留農薬基準値等に関する事項（下記を参考のこと）について、インド共和国政府、関係機関のウェブサイト及び公表物や、政府機関等への聞き取り等により情報を収集する。

- ・ 農家から精米所への納品の流れ
- ・ 精米所における安全性に係る受入検査項目
- ・ 精米所における受入れ後の安全確保対策、出荷時の検査項目
- ・ インド産米穀に適用されている農薬及び残留農薬基準値

（２）試料採取業務

ア 試料採取点数

試料採取点数は合計 5 点とする。

イ 採取対象米

請負者は、精米所及び保管倉庫等（以下「対象精米所等」という。）における輸出向けのインド産米穀またはインド共和国内の小売店（以下「対象小売店」という。）で販売されているインド産米穀を採取対象米とする。

ただし、対象精米所等の事情により、輸出向けのインド産米穀からの採取が困難な場合は、同国内に仕向けられる長粒種精米からの採取も可とする。

対象小売店においては、可能な限り包装等から、生産年、品種、精米所及び産地を特定できるインド産米穀を選定し、請負者負担のもと購入すること。

ウ 事前準備及び計画提出

事前に試料採取計画（対象精米所等または対象小売店等ごとの採取日、採取者及び採取方法等）を立て、貿易業務課に提出するものとする。

なお、対象精米所等については、インド米輸出協会（THE RICE EXPORTERS ASSOCIATION（THE INDIAN NON BASMATI RICE EXPORTERS））等の仲介により、対象精米所等と連絡を取り、試料採取の日程調整等を行う。請負者は、試料採取に当たって、可能な限り対象精米所等職員の現場立会いの下に行うこと。

エ 試料採取等の手順

- ①請負者は、通常用いている方法に基づき、穀刺し等の試料採取器具を用いて、1ロット当たりの精米換算採取量が2.0kgになるように試料を採取する。なお、採取対象米は、粳米、玄米のように精米と異なる場合であっても、採取重量は1ロット当たり精米重量換算で2.0kg以上となるよう採取する。その際、ロットごとに試料の採取状況（採取場所全景、採取作業、採取試料の外観等）の写真をデジタルカメラ等で撮影すること。また、それぞれのロットからの試料採取前に試料採取器具を洗浄・乾燥しておくこと。
- ②粳米又は玄米を採取した場合は、当該精米所等で通常輸出に仕向けられるとう精度にまで粳摺り、とう精等を実施し、精米（白米）に加工する。加工に当たっては、各試料に農薬等による汚染が発生しないように十分に留意すること。
- ③採取した試料は、採取したロットごとに二重にした未使用のポリエチレン袋に入れ、保管及び輸送中も破袋がないように注意して密封すること。
- ④請負者は、分析業務を実施するに当たって、採取した試料を分析施設に持ち込み、又は発送する際には、試料を密封した袋に番号を付し、試料採取情報を記入した書類を添付するなど、試料ごとに識別可能な状態とすること。また、試料を国外に持ち出し、又は発送する場合には、政府機関が発行する輸出検疫証明書（Phytosanitary Certificate）を入手し添付すること。

（3）残留農薬等分析業務

ア 分析項目

契約書様式1－2「残留農薬等分析結果報告書」の分析項目に定めるとおりとする。分析項目のうち、関連化合物もしくは代謝物等との含量で基準値が設定されている場合の「定量下限（LOQ）設定上限」は、含量値に対する数値を示すものとする。

イ 試料調製等

請負者は、採取した試料が分析施設に到着後、分析に先立ち全量を粒径 1.0mm 以下に粉砕し、分析を開始する。速やかに分析ができない場合は、密閉した容器等に入れ、残留農薬等の分解等が起こらない場所（低温、暗所）で適切に保管する。

ウ 分析法、定量下限（LOQ）及び分析の標準作業手順書（SOP）

請負者は、各分析項目について妥当性を確認した分析法（一斉分析法又は個別分析法）を用い、内部精度管理等の実施下で定量分析を実施する。なお、請負者は、分析開始前に、全分析項目の LOQ 及び SOP（分析項目のグループごとで可）を貿易業務課へ電子媒体により提出し、確認を受けることとする。

エ 分析結果

分析結果は各分析項目で設定した LOQ の表記桁になるよう四捨五入し、契約書様式 1－2「残留農薬等分析結果報告書」に記入する。

分析値が LOQ 以上の場合は、LOD と同じ表記桁になるよう四捨五入した値を記入する。なお、分析値が LOD 以上かつ LOQ 未満の分析値の場合は、（ ）を付けて記入する。また、分析値が LOD 未満の場合は、<LOD と記入する。

4 進捗報告

請負者は、試料採取が全て終了した時点で、貿易業務課に進捗状況を電子メールにて報告する。また、試料採取計画に変更や遅れが生じる可能性がある場合は、速やかに貿易業務課へ状況を報告すること。

5 結果報告

（1）報告書の作成

ア 情報収集業務により収集した情報は、契約書様式 1「業務結果報告書」の別添「情報収集結果報告書」により日本語でまとめるものとする。なお、現地で収集・入手した資料を引用する場合は、日本語訳を付した上で添付すること。

イ 試料採取業務により採取した試料に係る情報は、契約書様式 1－1「試料採取報告書」へ記入し、ロットごとに試料の採取状況（採取場所全景、採取作業、採取試料の外観等）が分かる写真を添付する。粳米又は玄米を採取した場合は、試料ごとに精米への加工（粳摺り、とう精等）の実施場所、実施日、実施者、加工装置、加工前後の重量について、書面（任意様式）を作成する。

ウ 残留農薬等分析業務により分析した結果は、契約書様式 1－2「残留農薬等分析結果報告書」に記入する。なお、発注者が、残留農薬等分析について、クロマトグラム等の詳細な記録、分析法の妥当性確認及び内部精度管理等の記録を必要としたときは、請負者はこれに応じること。また、請負者は、契約書様式 1－2「残留農薬等分析結果報告書」の分析項目に含まれていない農薬成分等のピークを一斉分析法によるクロマトグラム等により確認した場合は、あわせて報告すること。

(2) 報告先

請負者は、1 の内容を下記宛てに令和 8 年 3 月 27 日（金）までに報告する。報告は、電子媒体で提出する。

- ・住所 〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
農林水産省農産局農産政策部貿易業務課米麦品質保証室
- ・電話 03-6744-1388
- ・電子メールアドレス 契約締結後に貿易業務課から通知する。

6 その他

- (1) 仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた事項は、発注者と請負者が協議の上処理する。
- (2) 請負者は、現地で業務を行うに当たって、情報収集に障害がある場合や試料採取の協力が得られない場合には、速やかに貿易業務課にその旨連絡し、発注者と協議の上、指示に従うものとする。
- (3) 請負者は、情報収集に関する記録及び試料採取に関する記録並びに試料内容、分析項目、分析法、分析結果及び関連の記録（内部精度管理、試料の授受、調製、保管、廃棄等に関するものを含む。）を契約終了後 3 年間保管する。また、本業務により知り得た情報については、契約期間はもとより、契約終了後においても他者に漏らしてはならない。
- (4) 請負者は、本業務終了後においても、発注者又は貿易業務課から本業務に関して問合せ等があった場合は、誠実に対応する。
- (5) 請負者は、採取した試料全量のうち、分析機関に送付しなかった残試料（粃摺り及びとう精での残渣を含む。）について、一切他の目的に使用せず、適正に廃棄処分すること。
- (6) 分析試料は他の目的に使用しないこと。また、一斉分析法により残留農薬を分析する場合を除き、事前に発注者の承諾なく契約書様式 1－2「残留農薬等分析結果報告書」の分析項目以外の分析を実施してはならない。
- (7) 請負者は、残留農薬等分析業務に用いなかった試料について、契約書第 7 条第 2 項の規定により発注者に提出した「廃棄計画書」に従い、請負者の経費負担で適正かつ確実に廃棄を行う。
- (8) 本業務で得られた知見及び成果物を使用する権利は、全て発注者に帰属する。
- (9) 環境負荷低減の取組として、請負者は、本業務の遂行に当たって、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の関連する環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。
 - ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。
 - イ プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。
 - ウ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。

様式

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～エの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／ 努めた	左記非該 当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	☐	☐
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／ 努めた	左記非該 当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決める、必要以上の冷暖房を行わない等、適切な温度管理に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	☐	☐
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
()

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／ 努めた	左記非該 当
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	☐	☐
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	☐	☐
・その他 ()		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
()

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／ 努めた	左記非該 当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	☐	☐
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	☐	☐
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	☐	☐
・その他 ()		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
()